

# 北秋田市簡易水道事業経営戦略

平成28年1月

秋田県北秋田市建設部上下水道課

## 目次

<b>第1章 はじめに</b> .....	1
<b>第2章 現状と課題</b> .....	1
1. 水需要	
2. 水道施設	
3. 災害・危機管理対策	
4. 経営	
5. 人材育成	
6. 財政面での課題	
<b>第3章 経営方針</b> .....	4
1. 安心:市民が安心しておいしく飲める水道水の供給	
2. 安定:いつでもどこでも安定的に生活用水を確保	
3. 持続:運営基盤の強化、利用者ニーズを踏まえた給水サービスの充実	
4. 環境:環境保全への貢献	
<b>第4章 計画期間</b> .....	6
<b>第5章 投資・財政計画</b> .....	6
1. 投資について	
2. 財源について	
<b>第6章 今後の経営状況</b> .....	7
1. 将来の収支見込	
2. 料金体系等のあり方	
<b>第7章 効率化・経営健全化の取組</b> .....	7
1. 組織等に関する事項	
2. 広域化に関する事項	
3. 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項	
4. その他の経営基盤の強化に関する事項	
5. 資金管理・調達に関する事項	
6. 情報公開に関する事項	
7. その他重点事項	

## 第1章 はじめに

本経営戦略は、北秋田市の災害に強いまちづくり、安全安心に暮らせるまちづくりのため、「安心・安全・安定供給」の基本理念に基づき、今後の簡易水道事業の経営戦略を明確にすることで、安定的な経営を図るために策定するものです。

## 第2章 現状と課題

### 1. 水需要

年間調定件数はほぼ横ばい傾向にあるものの、年間有収水量は直近5カ年において8.7%減少し、平成26年度の年間有収水量は2,193,662 $\text{m}^3$ となっています。

この水需要の減少の要因は、普及率の増加(0.4%増加)を上回る人口減少(直近5カ年の給水区域内人口が8.7%減少)、市民の節水意識の高まりや節水器具の普及が考えられます。

北秋田市の推計においても、少子高齢化の影響により行政人口が徐々に減少する推計となっており、今後も給水人口が減少すると推計されることから、水需要の減少傾向が続くものと見込んでいます。

#### 【参考数値】

項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	5カ年増減
給水区域内人口	25,980	25,618	25,083	24,244	23,716	-8.7%
現在給水人口	24,556	23,927	23,436	22,967	22,510	-8.3%
普及率	94.5	93.4	93.4	94.7	94.9	0.4%
有収水量	2,402,525	2,296,494	2,299,858	2,202,477	2,193,662	-8.7%

### 2. 水道施設

本市水道事業は、平成17年3月の合併に伴い、簡易水道28事業及び小規模水道3事業の計31事業が旧町より移管されました。平成26年度の給水人口は22,510人、水道普及率は94.9%ですが、少子高齢化の進行による人口の減少など料金収入の増加が望めない中、建設から30年以上を経過している簡易水道施設の老朽化が著しく、今後の改修改良等の設備費が大きな問題となっています。

こうした中で、森吉、合川地区の簡易水道14事業と小規模水道1事業の統合簡易水道事業が進められており、平成22年3月に創設の認可を取得し、平成24年3月の事業完了を目標としていました。

しかしながら、市の財政状況が厳しい中、水道事業統合後の運営や、周辺養魚施設への影響等について検証する必要性を指摘され、平成24年度から一旦事業を休止。計画を見直し、水源地を養魚施設の下流に変更することで河川区域外の伏流水から、良質水の取水が

可能となりました。これにより、浄水方法を膜ろ過方式から紫外線処理方式に変更して、事業費の縮減や養魚施設への影響の低減を図り、事業再開に至りました。

【統合簡易水道事業】

		森吉町	合川町	北秋田市(森吉・合川地区)	
		森吉町上水道	合川町上水道	当初	変更
許可年月日		S63.5.27	S63.5.27	H22.3.29	H26.3.29
竣工年月日		H14.3	H14.3	H24.3	H29.3
目標年次		H17	H17	H31	H35
基本計画	計画給水人口(人)	8,850	10,400	13,563	11,150
	計画一日最大給水量(m <sup>3</sup> /d)	4,186	4,620	6,450	5,670
水源の種類別	地表水:表流水(m <sup>3</sup> /d)	4,500	5,000		
	地表水:伏流水(m <sup>3</sup> /d)			6,720	5,770
	その他:地下水(m <sup>3</sup> /d)				
	その他:湧水(m <sup>3</sup> /d)				
浄水処理方式	塩素消毒のみ(m <sup>3</sup> /d)				
	紫外線処理(m <sup>3</sup> /d)				5,770
	緩速ろ過処理(m <sup>3</sup> /d)				
	急速ろ過処理(m <sup>3</sup> /d)	4,500	5,000		
	膜ろ過処理(m <sup>3</sup> /d)			6,720	

【今後の改良事業】

統合簡水事業の完成により不要となる施設の解体をすすめていきます。29年に森吉地区(事業費:72,000千円)、30年に合川地区(事業費:55,000千円)に着手する予定となっています。

また、阿仁合地区では、大雨などの影響で増水した際に、水源地の水質が悪化することが報告されており、原因の調査をすすめ、早期に改良工事を行うことを目指しています。

### 3. 災害・危機管理対策

地震大国のわが国では、毎年のように大規模な地震が全国各地で頻発し、水道施設の被害により断減水などの影響が生じています。

また、近年は日本全国で局地的な大雨による洪水や土砂災害が増えてきています。

水道事業は、安定給水の確保を使命としており、災害や渇水等による断水や給水制限を回避しなければなりません。

そのため、(社)日本水道協会秋田県支部と会員相互の応援協定を締結していますが、今後は、北秋田市管工事業協会と災害協定を締結し、防災訓練への参加や応急給水拠点での給水訓練にも取り組んでいかなければなりません。

水道施設のうち配水管については水道管路更新計画に基づく整備に合わせ耐震化を図ると共に、災害時に備え水道事業業務継続計画を策定し、市の防災計画と連携した災害時の体制充実を行う必要があります。

今後は、ハード、ソフト両面の整備により災害に強い水道事業を目指して、取り組みを強化していくことが重要です。

### 4. 経営

本市では、高い収益性を維持しており、平成29年度まで実施する「統合簡易水道事業」後もなお、現行料金での経営が可能と試算しています。

しかし、経年的に有収水量が低下していることに加え、少子高齢化による将来人口の減少などにより、今後有収水量が減少する見込であり、収益性が悪化することが懸念されています。

今後は、効率的な施設改良を実施し、人員配置の見直しや民間委託を検討し、経営への影響を最小限に抑える施策が必要となってきます。

### 5. 人材育成

現状では、技術職員の採用がなく、専門職の継続的な確保が困難な状況となっています。

具体的には、簡易水道事業にも地方公営企業法が適用されることから、①企業会計制度、②危機管理、③施設管理の3点に精通した職員を、永続的に確保しなければならないと考えており、水道事業としての職員採用も念頭に、人材確保に関して、人事部局との調整が必要と考えています。

## 6. 財政面での課題

平成28年度まで実施する「統合簡易水道事業」に関しては、現状の経営状況のまま推移できるものと想定しています。

しかし、少子高齢化による将来人口の減少で、有収水量が低下することが予測されており、収益悪化への対策が今後の課題となります。

## 第3章 経営方針

本経営戦略で今後推進していく経営方針は、北秋田市水道ビジョンの基本施策に基づき、次のとおりとします。

### 1. 安心：市民が安心しておいしく飲める水道水の供給

(1) 安全で、良質な水源を確保することにより、最小経費で安心しておいしく飲める水道水を供給します。

(2) 水質管理を徹底し、有事への対応として、水質監視体制の強化をしていきます。

(3) さらなる安全性確保のため、貯水槽水道の衛生管理指導を強化するとともに、直結給水への転換を推奨していきます。

### 2. 安定：いつでもどこでも安定的に生活用水を確保

#### (1) 供給能力の確保

更なる施設の統廃合と、既存の水源の能力維持に努め、配水池の増設や老朽管の更新により、安定した供給に努めます。

#### (2) 耐震化の促進

配水管の更新・整備にあたっては、水道施設アセットマネジメントを早急に策定し、計画的に整備を進めると同時に、災害に強い水道を目指し耐震化を図ります。

#### (3) 水源、浄水場

地震時や渇水時、水質事故や大雨災害等に備え、複数の施設が連携し必要な水道水を確保できるように、施設の統廃合と連携を検討します。

#### (4) 応急給水体制・応急復旧体制の充実

大規模地震や大雨災害、渇水等による断水や給水制限に備え、応急給水など迅速な対応と早期復旧を目指した事業継続計画を策定します。

また、独自の災害訓練などの充実と、市の防災部門と協力した情報提供の強化を図ります。

### 3. 持続:運営基盤の強化、利用者ニーズを踏まえた給水サービスの充実

#### (1) 老朽化施設の更新

水道施設の耐用年数は、管路や建築・土木施設で40～60年と長い年数となっているため、資産管理(アセットマネジメント)と水道管路更新計画に基づき、更新基準を経過した硬質塩化ビニル管及びダグタイル鑄鉄管の、耐震化も併せた布設替を計画的に実施します。

#### (2) 施設更新費用負担増の対応

水道施設の更新事業は水道管路更新事業計画に基づき実施しますが、事業費を平準化し、建設改良費の財源として企業債の借入を行うことや、可能な限り補助事業制度を利用するなど財源の確保を行います。

また、料金収入の基礎となる給水量の確保のため、安全な水のPRなどの対策を検討し、料金収納率の向上に向けた施策強化を図ります。

#### (3) 利用者サービスの充実

広報誌やホームページをとおして、水道のしくみ、水道施設の位置や規模、水質検査計画、水道料金やその体系、事業の進捗状況など水道事業全般についての広報を充実していきます。

また、水道料金は口座振替や納付書、郵便振込みによりお支払いいただいておりますが、今後は他の収納方法の導入も検討し、サービスの向上に努めます。

#### (4) 技術者の確保

水道事業の運営に欠かせない専門的な知識や技術の習得のため、内部研修開催や外部研修参加により職員能力の向上を目指します。

また、専門的な知識を継続的に共有できるよう、職員採用や配置のあり方について、早急に検討を始めます。

重要な管理ツールである管路管理システムなどの整備を進め業務の効率化を図るとともに、再任用制度の活用や外部委託等の検討に取り組めます。

### 4. 環境:環境保全への貢献

#### (1) 電力使用料などの削減

配水量1<sup>3</sup>m<sup>3</sup>あたりの電力使用料、消費エネルギー及び二酸化炭素排出量は、浄水方法の簡便さからして良好と考えていますが、統合簡易水道の完成により、更なる省エネルギー化をすすめます。

#### (2) 薬品使用量などの削減による環境負荷軽減

厚生労働省では、有効率95%を推奨しており、漏水事故が多くなる老朽管及び非耐震管を計画的に更新することで有効率を高め、薬品・動力使用量、二酸化炭素排出量の軽減を図ります。

## 第4章 計画期間

本経営戦略の計画期間は、平成28年度から平成37年度の10年間とします。

なお、29年度に統合する森吉・合川地区については平成29年度から平成37年度の9年間とします。

また、経営状況等の変化に対応するため随時フォローアップを行い、必要に応じ見直しを行います。

## 第5章 投資・財政計画

### 1. 投資について

水道施設整備では、統合簡易水道事業と、配水施設の建設改良を見込んでいます。配水管整備は、アセットマネジメントに基づく水道管路更新事業計画を早急に策定します。

他の資産については、通常の更新ベースをもとに算定しています。

### 2. 財源について

建設改良事業の財源は、企業債、国庫補助金によって賅うよう設定しました。

また、収益的収支については、平成26年度までの実績とともに、平成27年度の決算見込みに基づく給水収益を算定するなどして設定しました。なお、人件費や物件費等の物価上昇率は見込まず、現状水準で推移するものとしています。

収益的収支及び資本的収支の将来見込みは別表1及び別表2のとおりです。



# 投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	539,074	531,613	522,436	211,482	206,924	204,103	199,967	196,314	192,474	189,044	185,692	182,406
		(1) 営 業 収 益 (B)	493,446	489,946	481,193	205,677	202,183	198,763	195,416	192,141	188,935	185,797	182,725	179,718
		ア 料 金 収 入	489,271	485,945	477,193	204,145	200,651	197,231	193,884	190,609	187,403	184,265	181,193	178,186
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	4,175	4,001	4,000	1,532	1,532	1,532	1,532	1,532	1,532	1,532	1,532	1,532
		(2) 営 業 外 収 益	45,628	41,667	41,243	5,805	4,741	5,340	4,551	4,173	3,539	3,247	2,967	2,688
		ア 他 会 計 繰 入 金	44,255	40,467	40,043	5,326	4,262	4,861	4,072	3,694	3,060	2,768	2,488	2,209
		イ そ の 他	1,373	1,200	1,200	479	479	479	479	479	479	479	479	479
		2 総 費 用 (D)	314,026	336,081	314,949	114,799	113,951	117,217	117,191	117,164	117,138	117,112	117,086	117,060
		(1) 営 業 費 用	212,677	243,054	237,148	95,661	95,661	95,661	95,661	95,661	95,661	95,661	95,661	95,661
		ア 職 員 給 与 費	57,799	57,500	57,499	29,850	29,850	29,850	29,850	29,850	29,850	29,850	29,850	29,850
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	154,878	185,554	179,649	65,811	65,811	65,811	65,811	65,811	65,811	65,811	65,811	65,811
		(2) 営 業 外 費 用	101,349	93,027	77,801	19,138	18,290	21,556	21,530	21,503	21,477	21,451	21,425	21,399
ア 支 払 利 息	67,164	62,957	64,098	6,426	5,605	8,897	8,897	8,897	8,897	8,897	8,897	8,897		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他	34,185	30,070	13,703	12,712	12,685	12,659	12,633	12,606	12,580	12,554	12,528	12,502		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		225,048	195,532	207,487	96,683	92,973	86,886	82,776	79,150	75,336	71,932	68,606	65,346	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	259,615	1,275,933	1,714,698	32,242	414,663	28,313	25,407	23,162	20,363	20,180	20,154	20,279
		(1) 地 方 債	100,300	786,700	1,077,000	3,000	265,000							
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	120,803	125,371	159,059	24,642	24,863	28,313	25,407	23,162	20,363	20,180	20,154	20,279
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	38,512	363,862	478,639	4,600	124,800							
		(6) 工 事 負 担 金												
		(7) そ の 他												
		2 資 本 的 支 出 (G)	360,332	1,364,914	1,835,308	51,168	428,237	70,338	62,004	62,538	63,083	62,679	62,680	63,007
		(1) 建 設 改 良 費	158,820	1,150,581	1,563,308	12,500	390,000	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	201,512	214,333	272,000	38,668	38,237	42,838	34,504	35,038	35,583	35,179	35,180	35,507
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 100,717	△ 88,981	△ 120,610	△ 18,926	△ 13,574	△ 42,025	△ 36,597	△ 39,376	△ 42,720	△ 42,499	△ 42,526	△ 42,728	

## 投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分	年 度		前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算見込)										
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	124,331	106,551	86,877	77,757	79,399	44,861	46,179	39,774	32,616	29,433	26,080	22,618
積 立 金		(K)	100,200	75,561	142,047									
前年度からの繰越金		(L)	50,361	74,492	105,482	21,579	99,336	178,735	223,596	269,775	309,549	342,165	371,598	397,678
前年度繰上充用金		(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	74,492	105,482	50,312	99,336	178,735	223,596	269,775	309,549	342,165	371,598	397,678	420,296
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)												
実 質 収 支														
(N)-(O)			74,492	105,482	50,312	99,336	178,735	223,596	269,775	309,549	342,165	371,598	397,678	420,296
赤 字 比 率														
( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )														
収益的収支比率			105	97	89	138	136	128	132	129	126	124	122	120
( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )														
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額		(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	493,446	489,946	481,193	205,677	202,183	198,763	195,416	192,141	188,935	185,797	182,725	179,718
地方財政法による資金不足の比率		((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額		(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額		(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率		((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高		(W)												
地 方 債 残 高		(X)	2,815,335	3,387,702	4,192,702	270,292	497,055	454,217	419,713	384,675	349,092	313,913	278,733	243,226

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
			(決算)	(決算見込)										
収益的収支分			44,256	40,467	40,043	5,326	4,263	4,861	4,072	3,695	3,060	2,768	2,487	2,209
うち基準内繰入金			42,739	39,107	37,384	5,278	4,213	4,180	3,448	3,127	2,551	2,318	2,096	1,876
うち基準外繰入金			1,517	1,360	2,659	48	50	681	624	568	509	450	391	333
資本的収支分			120,803	125,371	159,060	24,641	24,862	28,314	25,407	23,162	20,363	20,181	20,154	20,279
うち基準内繰入金			101,685	102,689	111,637	23,813	23,944	20,050	17,086	14,785	11,926	11,686	11,723	11,944
うち基準外繰入金			19,118	22,682	47,423	828	918	8,264	8,321	8,377	8,437	8,495	8,431	8,335
合 計			165,059	165,838	199,103	29,967	29,125	33,175	29,479	26,857	23,423	22,949	22,641	22,488

## 投資・財政計画

(単位:千円, %)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
区 分														
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)				267,019	262,128	257,340	252,652	248,063	243,570	239,171	234,864	230,648	
	(1) 料金収入				264,482	259,591	254,803	250,115	245,526	241,033	236,634	232,327	228,111	
	(2) 受託工事収益 (B)													
	(3) その他の				2,537	2,537	2,537	2,537	2,537	2,537	2,537	2,537	2,537	
	2. 営業外収益				115,009	143,911	153,707	147,078	143,892	135,474	129,978	123,875	117,893	
	(1) 補助金				36,925	65,827	75,623	68,994	65,808	57,390	51,894	45,791	39,809	
	他会計補助金				36,925	33,938	32,445	27,608	26,660	20,885	18,689	16,196	13,995	
	その他補助金					31,889	43,178	41,386	39,148	36,505	33,205	29,595	25,814	
	(2) 長期前受金戻入				77,524	77,524	77,524	77,524	77,524	77,524	77,524	77,524	77,524	
	(3) その他の				560	560	560	560	560	560	560	560	560	
	収入計 (C)				382,028	406,039	411,047	399,730	391,955	379,044	369,149	358,739	348,541	
	支 出	1. 営業費用				353,547	353,547	353,547	353,547	353,547	353,547	353,547	353,547	353,547
		(1) 職員給与				31,511	31,511	31,511	31,511	31,511	31,511	31,511	31,511	31,511
基本給与					15,078	15,078	15,078	15,078	15,078	15,078	15,078	15,078	15,078	
退職給付					4,013	4,013	4,013	4,013	4,013	4,013	4,013	4,013	4,013	
その他の					12,420	12,420	12,420	12,420	12,420	12,420	12,420	12,420	12,420	
(2) 経費					69,817	69,817	69,817	69,817	69,817	69,817	69,817	69,817	69,817	
動力費					23,553	23,553	23,553	23,553	23,553	23,553	23,553	23,553	23,553	
修繕費					8,373	8,373	8,373	8,373	8,373	8,373	8,373	8,373	8,373	
材料費					1,745	1,745	1,745	1,745	1,745	1,745	1,745	1,745	1,745	
その他の					36,146	36,146	36,146	36,146	36,146	36,146	36,146	36,146	36,146	
(3) 減価償却費用					252,219	252,219	252,219	252,219	252,219	252,219	252,219	252,219	252,219	
2. 営業外費用					47,182	44,195	42,702	37,865	36,917	31,142	28,946	26,454	24,252	
(1) 支払利息					36,925	33,938	32,445	27,608	26,660	20,885	18,689	16,197	13,995	
(2) その他の				10,257	10,257	10,257	10,257	10,257	10,257	10,257	10,257	10,257		
支出計 (D)				400,729	397,742	396,249	391,412	390,464	384,689	382,493	380,001	377,799		
経常損益 (C)-(D) (E)				△ 18,701	8,297	14,798	8,318	1,491	△ 5,645	△ 13,344	△ 21,262	△ 29,258		
特別利益 (F)														
特別損失 (G)														
特別損益 (F)-(G) (H)														
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)				△ 18,701	8,297	14,798	8,318	1,491	△ 5,645	△ 13,344	△ 21,262	△ 29,258		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	290,503	290,503	290,503	271,802	271,802	271,802	271,802	271,802	266,157	252,813	231,551	202,293		
流動資産 (J)			28,733	67,339	130,833	189,402	245,715	285,443	312,842	336,544	359,486	402,771		
うち未収金				3,715	3,715	3,715	3,715	3,715	3,715	3,715	3,715	3,715		
流動負債 (K)														
うち建設改良費分														
うち一時借入金				14,446	14,446	14,446	14,446	14,446	14,446	14,446	14,446	14,446		
うち未払金														
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )				102	104	106	108	110	109	106	99	88		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)														
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)				267,019	262,128	257,340	252,652	248,063	243,570	239,171	234,864	230,648		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)				188,024	182,524	77,524	77,524	77,524	77,524	77,524	77,524	77,524		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)				267,019	262,128	257,340	252,652	248,063	243,570	239,171	234,864	230,648		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)				70	70	30	31	31	32	32	33	34		

## 投資・財政計画

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		前々年度 (決算)	前年度 〔決算〕 〔見込〕										
資本的収入	資本的収入	1. 企業債			110,500	105,000							
		うち資本費平準化債											
		2. 他会計出資金											
		3. 他会計補助金			177,975	177,500	174,968	172,032	166,447	163,952	159,468	152,136	160,779
		4. 他会計負担金											
		5. 他会計借入金											
		6. 国(都道府県)補助金			11,200	16,800							
		7. 固定資産売却代金											
		8. 工事負担金											
		9. その他											
	計 (A)			299,675	299,300	174,968	172,032	166,447	163,952	159,468	152,136	160,779	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)			299,675	299,300	174,968	172,032	166,447	163,952	159,468	152,136	160,779	
	資本的支出	資本的支出	1. 建設改良費			125,000	127,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
うち職員給与費													
2. 企業債償還金					292,063	291,798	285,892	278,732	282,905	285,603	277,117	262,627	242,931
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)			417,063	418,798	305,892	298,732	302,905	305,603	297,117	282,627	262,931		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)				117,388	119,498	130,924	126,700	136,458	141,651	137,649	130,491	102,152	
補填財源	補填財源	1. 損益勘定留保資金			117,388	119,498	130,924	126,700	136,458	141,651	137,649	130,491	102,152
		2. 利益剰余金処分量											
		3. 繰越工事資金											
		4. その他											
計 (F)			117,388	119,498	130,924	126,700	136,458	141,651	137,649	130,491	102,152		
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)				2,631,232	2,444,434	2,158,542	1,879,810	1,596,905	1,311,302	1,034,185	771,558	528,627	
内部留保資金残高				319,236	454,067	586,788	708,083	833,602	949,363	1,059,931	1,174,501	1,296,229	1,446,296

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		前々年度 (決算)	前年度 〔決算〕 〔見込〕										
収益的収支分	収益的収支分			36,925	33,938	32,445	27,608	26,660	20,885	18,689	16,197	13,995	
	うち基準内繰入金			31,869	29,510	28,155	24,251	23,517	18,496	16,768	14,736	12,986	
	うち基準外繰入金			5,056	4,428	4,290	3,357	3,143	2,389	1,921	1,461	1,009	
資本的収支分	資本的収支分			897,284	177,501	174,967	172,032	166,447	163,952	159,467	152,136	140,779	
	うち基準内繰入金			98,052	101,286	102,663	101,048	95,249	94,277	90,720	83,780	77,793	
	うち基準外繰入金			799,232	76,215	72,304	70,984	71,198	69,675	68,747	68,356	62,986	
合 計				934,209	211,439	207,412	199,640	193,107	184,837	178,156	168,333	154,774	

## 第6章 今後の経営状況

### 1. 将来の収支見込

計画期間の経営状況は、水需要の減少に伴う給水収益の減少と併せて、統合簡易水道事業により、これまでと大きく変化します。

しかしながら、財政調整基金の積立などもあることから、計画期間内においては、料金改定には至らないものと試算しています。

### 2. 料金体系等のあり方

簡易水道事業では用途や口径に関係なく、基本料金1,760円（10m<sup>3</sup>まで）、超過料金200円（1m<sup>3</sup>ごとに）となっています。計画期間内においては、現行料金のままで運営していただけるものと試算しており、計画期間内の料金改定の予定はありません。

## 第7章 効率化・経営健全化の取組

### 1. 組織等に関する事項

北秋田市上下水道課では、水道事業とともに、簡易水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業を所管しています。

平成32年度からは、水道事業以外の事業にも地方公営企業法の適用を行う予定となっていることから、上下水道の管理部門を統合して、組織的に一体となって企業の運営を行い、経費の節減を図らなければなりません。

担当職員は、公営企業職員として、事業の能率的な経営と公共性及び企業性の発揮に努め、目標管理や企業会計など民間の経営管理手法を導入して、経営能力の向上を図っていかねばなりません。

研修や専門的な人員確保により、職員の資質向上に努めます。

### 2. 民間のノウハウの活用に関する事項

窓口業務や料金関係業務を民間事業者に委託することで、職員数の削減やコストの縮減に取り組んでいる自治体が増えてきました。

今後は、先進事例の研究をしながら、より効率的で、より良いサービスが提供できるような改革をしていきます。

### 4. その他の経営基盤の強化に関する事項

活用可能な補助事業の検討や資産の有効活用など、料金以外の収入の確保のための各種検討を行い、長期的な視点でより計画的に取り組めます。

## 5. 情報公開に関する事項

これまでも市の広報誌やホームページを活用して、水道使用者へ適宜情報を提供してきました。

今後も、提供する情報とその内容を充実させることを前提に、内容の見直しや事後検証に取り組んでいきます。

## 6. その他重点事項

防災対策や危機管理体制の強化はこれまでも取り組んできましたが、一般行政部局や水道業務に携わる民間企業、他事業者とも連携して取り組んでいきます。

北秋田市簡易水道事業経営戦略  
平成28年1月  
秋田県北秋田市建設部上下水道課  
TEL:0186-72-3113  
FAX:0186-72-9831  
メール: gyomu@city.kitaakita.akita.jp